主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人金子作造、同原田策司、同中村紘、同相沢建志の上告趣意は、違憲(三一条違反)をいうが、実質はすべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。(自救行為は、正当防衛、正当業務行為などとともに、犯罪の違法性を阻却する事由であるから、この主張は、刑訴法三三五条二項の主張にあたるものと解すべきである。これに反する原判断は、法令の解釈を誤つたものであるが、記録によれば、本件は、自力救済を認めるべき場合でないことが明らかであるから、この誤りは、判決に影響を及ぼさない。)

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四六年七月三〇日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	畄	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官
雄		信	Ш	/\	裁判官